

最高裁秘書第827号

令和5年3月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年10月27日付け（同月31日受付、第040381号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

全司法労働組合が作成した、「裁判所のデジタル化」に関する意見（第1次）（令和4年9月27日付）に関する最高裁の検討内容が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）